

盛岡市余熱利用健康増進センター条例の制定について

平成13年11月21日

環 境 部

1 制定の趣旨 盛岡市余熱利用健康増進センターの設置、管理及び管理の委託に関し必要な事項を定める。

2 施設の性格 盛岡市クリーンセンターのごみ焼却により発生する熱を有効利用し、市民の健康増進を図るとともに、交流の場を提供する施設であること。

3 名 称 盛岡市余熱利用健康増進センター

4 休館日・開館時間

(1) 休 館 日： 毎月第2火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間： 午前10時から午後8時30分まで。ただし、浴場については、午前10時から午後8時まで。

5 使用料

(1) プール

	一 般	高校生	小中学生
普通使用 (1回につき)	700円	400円	300円
回数使用 ^{20/202} (5回につき)	2,800円	1,600円	1,200円
回数使用 ^{25/202} (10回につき)	5,250円	3,000円	2,250円
団体使用 (1人1回につき)	490円	280円	210円

*団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

(2) 浴場

	一 般	高校生	小中学生
普通使用	400円	250円	150円
回数使用 (5回につき)	1,750円	1,000円	500円